

北本市立あすなろ学園 利用料金表

区 分	利 用 料 金
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 2 9 条第 3 項に規定する主務大臣が定める基準により算出した費用の額及び同条第 1 項に規定する特定費用の額の合計額を上限とする。